

議案第105号

羽成公園他12公園の指定管理者の指定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年11月29日

つくば市長 市 原 健 一

羽成公園他12公園の指定管理者の指定

つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号）第4条に基づく指定管理者は、次のとおりとする。

1 管理を指定する施設の名称

羽成公園，二の宮公園，手代木公園，科学万博記念公園，松代公園，中央公園，さくら運動公園，さくら交通公園，桜南スポーツ公園，竹園東公園，大清水公園，荃崎ファミリースポーツ公園，荃崎運動公園

2 管理を指定する法人

法人名 特定非営利活動法人 日本スポーツ振興協会
所在地 つくば市大角豆1744番地

3 管理を指定する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

